

令和 8 年度仙台市データ連携基盤サービス提供業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度仙台市データ連携基盤サービス提供業務委託

2 業務の目的

本市が令和 6 年 3 月に策定した「仙台市 DX 推進計画 2024-2026」では、集中改革期間の実施事項の一つとして『データ利活用(新たなサービスの創出に向けて)』を掲げており、データの連携・流通がしやすい仕組みを構築することで、複数のデータを組み合わせた新たなサービスの創出を目指すこととしている。この計画のもと、本市が運用するデータ連携基盤(以下「データ連携基盤」という。)の普及啓発、データ活用事例の創出、会員同士のコミュニティ形成等を目的とした会員制事業「DATA SENDAI プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)」を立ち上げ、データ連携基盤活用や人材育成のための研修、サービス創出のための支援事業等を展開してきた。

本仕様書に記載する業務委託(以下「本業務」という。)ではこれまでの取組に加えて、データ連携基盤をさらに持続性の高い仕組みに再構築することを目的に、データ連携基盤提供業務、研修プログラム提供業務、サービス開発支援プログラム運営業務、技術支援業務を一体的に実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

(1) データ連携基盤サービス提供業務

ア 業務概要

データ連携基盤サービスを構築し、サービス提供および保守、問合せ対応や委託者に対する技術支援を提供する。データ連携基盤サービスは多様なデータを統合管理し、API を通じて利活用できる機能を有するものとする。また、運用保守費用が安価に抑えられるよう利用するデータ量や利用者数規模などから費用対効果の高いシステム構成とする。

イ 業務要件・内容

① データ連携基盤サービス

データ連携基盤サービスは以下の要件をすべて具備すること。

- データ連携基盤の規格は FIWARE に準拠
- 事業者側がサービス基盤を提供(委託者はシステムを保有しない)
- API 利用ユーザ管理・認証機能
 - API ユーザ数は 10 ユーザ分以上を確保する。
 - API へのアクセス権限をユーザ単位で制御する認証・認可可能なもの。
- データ仲介機能
 - NGSI v2 FIWARE Orion が利用可能なもの。

- 履歴データの蓄積機能
 - ストレージ容量は 10GB 以上を確保する。
 - 外部データ連携機能
 - データ仲介機能のデータ形式に非対応のシステムと連携するためのデータフロー作成機能
 - 必要に応じて拡張・縮小が可能なシステム構成
- ② 外部データ連携
- 以下の外部データ連携の設定を行う(外部データの項目及び形式は、別紙「連携データ概要及びデータ定義書」を参照)。なお、過去の履歴データの保持についてはストレージ容量に応じて委託者と協議を行い対応する。
- 中心市街地人流データ
 - イベントデータ
 - 浸水センサデータ(浸水想定地域/アンダーパス)
- ③ サービスレベル・セキュリティレベル・保守
- サービス提供は、計画停止を除き常時稼働(24 時間 365 日)とする。
 - 通信経路の暗号化は TLS 1.2 以上を使用し、インターネット接続部にはファイアウォール等の適切な境界防御を構成し外部からの不正アクセス防止及び通信制御を行う。
 - サービス提供に障害が発生した場合は速やかに委託者へ連絡し、修理・復旧を行う。また、サービスに利用されるクラウドサービスや通信回線等に障害があれば、事業者迅速な復旧を指示する。
 - 委託者からのサービス利用に関する問合せについて、電話・電子メール・チャットにより適切に対応する。対応日時は原則として平日の 9:00～17:00 とする。平日は土日祝日と年末年始(12/29～1/3)を除く日とする。
- ④ その他
- 管理用クライアント PC を委託者へ貸与する。台数は 1 台とし、インターネットに接続可能なものとする(インターネット接続のための通信料は貸与費用に含むものとする)。
 - その他、本サービスの安定稼働に必要な技術情報を提供する。

ウ 構築・運用スケジュール

- 基盤構築:契約締結日～令和 8 年 7 月 31 日
 - 上記イ①②の構築について、運用に必要な確認作業を含めこの期間内に完了させる。
- 運用期間:令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
 - 構築したデータ連携基盤のサービス提供・運用保守を実施する。

(2) 研修プログラム提供業務

ア 業務概要

データ連携基盤やオープンデータの概念や活用方法を座学・ハンズオンを織り交ぜながら体験的に習得できるとともに、オープンデータ利活用につながる新たな取組みに資する研修プログラ

ムを実施する。自治体職員には自業務の分析・改善に、その他の参加者にはデータを活用した業務やサービス創出につながるきっかけの提供と知識の習得を目指す。

イ 業務要件

- ① 形式:現地参加を前提としたリアル開催
- ② 規模:20名以上/回の参加を目標とする。
- ③ 参加者:本市職員およびオープンデータ利活用に関心の高い方(民間企業・学術機関・団体・自治体職員等)
- ④ 会場:仙台市地下鉄の駅またはJR仙台駅から概ね徒歩15分以内の場所であり、参加者全員が一度に受講できる場所
- ⑤ 開催時期:令和8年6月1日～令和8年9月30日の間

ウ 業務内容

- ① 研修資料等の作成
 - 業務の目的に資する研修プログラムを実施するための教材を作成する。教材は参加者が受講内容の復習に利用したり自習を行ったりする際にも有効な内容とする。
 - 演習等で使用するデモ用のオープンデータやサービスを準備する。なお、データ連携基盤の連携データを使用する場合はデータ連携基盤の機能・仕様について十分に調査検証を行う。
- ② 会場の確保及び準備
 - 委託者と協議のうえ会場を選定、決定し、必要期間の確保を行う。
 - 使用する機器や設備については、委託者と協議のうえ実施に必要なものを準備する。
- ③ 参加者募集の広報
 - 広報チラシを制作し、効果的かつ広域的な周知を実施する。
 - 多くの応募が集まるよう、広報手法を工夫する。
- ④ 参加者の対応
 - 申込受付、参加者への事務連絡、当日の受付・出欠確認、問合せ対応等を行う。
- ⑤ 研修プログラムの開催
 - 上記事項に基づき研修プログラムを開催し、必要に応じて会場の設営や撤収を行う。
- ⑥ 効果測定・実施報告書
 - 実施後、参加者を対象にアンケート調査を行い、研修プログラムの効果測定を行う。
 - 効果測定の結果を踏まえた実施報告書を作成し、委託者に報告する。

(3) サービス開発支援プログラム運営業務

ア 概要

データ連携基盤やオープンデータを活用したアプリケーション・ツール・サービスの創出を支援し、様々な課題を解決することを目的とした開発支援プログラムを実施する。民間企業・学術機

関・団体・自治体などが抱える課題について、データを活用して解決するアイデアを募り、支援費の交付と伴走支援を行いながら新しいサービスの創出を目指す。

イ 業務要件・内容

- サービス開発支援プログラムの事務局として、支援先の公募、説明会の実施、支援先が開発を行う際の進捗管理と伴走支援、成果報告会の実施、支援費の支払い等の全体の運営を行う。なお、支援先の決定は委託者との協議により行うものとする。
- DATA SENDAI プラットフォームの特設ウェブサイトなどを通じて本開発支援プログラムの公募や成果報告会について幅広く周知する。
- 本仕様書 4(2)で記載する研修プログラムにおいても本開発支援プログラムの内容を周知し、研修プログラムで考案された優れたサービスアイデアがあれば本開発支援プログラムによる具体化を支援するなど業務横断的な工夫を行う。
- 開発支援を行ったサービスについて、成果報告会を開催し DATA SENDAI プラットフォーム会員をはじめとする関係先へ成果を共有すること。
- 本開発支援プログラムによる支援先採択数は 2 件以上とする。
- 本開発支援プログラム支援先には開発事業費を支援費として支払うこととし、支援費は本業務の委託費に含むものとする。支援金の総額は 7,000,000 円とし、すべてを支援金として支援先へ支払うこと。受託者が本開発支援プログラムを実施するためのプロジェクト管理費などは含まない。
- 支援先の公募内容や支援費支払いに関する取り決め(募集要項)については委託者との協議により決定する。

ウ 業務実施スケジュール

- 支援先公募・選定:令和 8 年 9 月 30 日までに選定完了
- 支援プログラム:令和 9 年 2 月 28 日までに完了
- 成果報告会・支援費支払い:令和 9 年 3 月 12 日までに完了

(4) 技術支援業務

ア 概要

データ連携基盤の利用希望者からの問合せに対し、技術支援を提供する。

また、委託者と共同してデータ連携基盤と特設ウェブサイトの管理運営を行い、新たな外部データの連携作業を行う。

イ 業務要件・内容

① 利用希望者からの問合せ等の対応

- データ連携基盤の利用希望者からデータ連携基盤やオープンデータ利活用に関する問合せや相談があったとき、ヒアリングや解決方法の調査等を行い、適切に回答・助言・提案を行う。

- 対応後は、問合せ等対応管理表を作成し、委託者へ報告する。
- 利用希望者からの問合せ等は、月平均 3 件を想定して対応する。
- ② データ連携基盤管理業務
 - 委託者と共同でデータ連携基盤の管理業務を行う。
 - 委託者からの求めに応じてデータ連携基盤の管理操作を行い、委託者がデータ連携基盤を直接操作する場合は求めに応じて補助を行う。
 - データ連携基盤の管理操作を行う際には、実施する作業を事前に委託者へ連絡し、許可を得ることとする。
- ③ 特設ウェブサイト管理業務
 - DATA SENDAI プラットフォームの特設ウェブサイト(<https://data-sendai-platform.jp/>)の管理を行う。
 - 委託者からの求めに応じてウェブサイトに掲載されているコンテンツを編集する。
 - 以下の業務について、必要に応じて特設ウェブサイトに新たなコンテンツや記事を作成し管理運営を行う。
 - ・ 研修プログラム提供業務(参加者募集、研修資料、アンケート、実施レポート記事等)
 - ・ サービス開発支援プログラム運営業務(支援先公募、説明会資料、公募結果の開示、開発プログラム成果報告書、成果報告会記事等)
 - 特設ウェブサイトのコンテンツの編集・更新・新規作成を行う際には、事前に委託者へ連絡し許可を得ることとする。
- ④ 外部データ連携業務
 - 本仕様書 4(1)イ②の項に記載している外部データ以外の新たなデータ連携作業が発生した際には連携作業を行う。(年間 3 件を想定して対応する)
 - 外部データ連携作業において設定した内容を記載した資料を作成し、委託者へ提出すること。
- ⑤ その他プラットフォーム運用伴走支援業務
 - データ連携基盤に関する各種事業の運営のあり方について委託者と協議を行う。
 - 運用改善等の取組を進めるにあたり、委託者の求めに応じて伴走支援を行う。

ウ 業務実施スケジュール

本仕様書 3 で記載の委託期間と同一とする。

5 提出書類

本業務の提出書類は以下の通りとする。委託者において容易に再編集可能な形式(Word・Excel・PowerPoint 等)の電子データで提出する。

提出時期	提出書類	提出日
業務着手時	着手届 業務担当者届 実施体制図 業務履行計画書	契約締結後 14 日以内
担当者変更時	業務担当者変更届	変更後 7 日以内
会議・打ち合わせ実施時	議事録(要約可)	実施後 7 日以内
業務完了時	業務完了届	業務完了した日

6 成果物

本業務の成果物は以下の通りとする。委託者において容易に再編集可能な形式(Word・Excel・PowerPoint・MP4・PNG・JPG 等)の電子データで提出する。

業務	提出書類	納期
4(1)データ連携基盤 サービス提供業務	データ連携基盤の概要資料 運用保守マニュアル(委託者向け) 利用・操作マニュアル(委託者向け/一般基 盤利用者向け)	令和 8 年 7 月末まで
	月次運用保守報告書	運用開始月から毎月分を 翌月 15 日まで
4(2)研修プログラム 提供業務	実施報告書 (研修資料等、広報チラシ、当日の写真、動 画、アンケート結果等)	令和 9 年 3 月末まで
4(3)サービス開発支 援プログラム運営事 業	採択された開発プログラムの成果報告書	令和 9 年 3 月末まで
4(4)技術支援業務	技術支援問合せ等対応管理表 外部データ連携作業実施報告書	実施した都度(委託期間満 了まで)

7 提出先

仙台市まちづくり政策局デジタル戦略推進部まちのデジタル推進課

8 成果物に係る著作権の取り扱い

成果物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

9 その他遵守事項

- 本業務の実施にあたり適切な者を業務担当者を選任する。
- 業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務を遂行する。
- 定期的な会議を開催し、業務の進捗状況等に関して委託者に報告する。
- 臨時の報告や協議が必要な事由が発生したときは、速やかに委託者に報告を行う。
- 関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行う。
- 本業務の実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意する。
- 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、誠意をもって対応し解決する。
- 本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。
- 受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については委託者と協議の上業務の一部を委託することができる。
- 本業務の履行に関する個人情報及び行政情報の取り扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守する。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議のうえ決定する。